

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（学校法人関西学院）、出資団体監査（公益財団法人西宮スポーツセンター）及び指定管理者監査（一般社団法人山東自然の家）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年7月6日

西宮市監査委員 石原俊彦
同 佐竹令次
同 大川原成彦

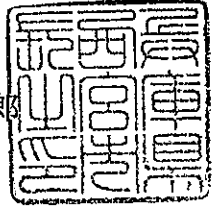
措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年4月15日
学校法人関西学院	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年5月29日
公益財団法人 西宮スポーツセンター	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年5月29日
一般社団法人 山東自然の家	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年5月28日
措置の内容	別紙のとおり		



西ス推発 第 5 号
令和2年5月29日

西宮市監査委員 佐竹 令次 様
同 石橋 正紀 様
同 大原 智 様
同 菅野 雅一 様

西宮市長 石井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 産業文化局 |
| 2 監査結果報告名 | 出資団体監査結果報告
(公益財団法人西宮スポーツセンター) |
| 3 監査結果提出日 | 令和元年11月21日報告監第15号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

出資団体監査報告書に基づき講じた措置
(令和元年 11 月 21 日付報告監第 15 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-9

5 事務処理等の状況

30 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、管理施設使用状況等報告書類、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 8 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

① 貸借対照表上、利付国債と表示されている基本財産が、実際には預け金として管理されているもの

昨今の金利情勢から、内部規程に従った日本国債の入手ができず、満期償還後は証券会社への預け金のままになっていました。少なくとも、貸借対照表の注記において現在の状態を開示すべきと思われます。

(講じた措置)

基本財産については、令和元年 12 月 1 日付けでセンター資金運用要綱の改正を行い、入手できる国債等の幅を広げました。令和 2 年 2 月 25 日に共同発行市場公募地方債を入手することができましたので、令和元年度決算では投資有価証券と表示しております。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-9

5 事務処理等の状況

30 年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、管理施設使用状況等報告書類、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について 8 件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

② 財団が市から使用貸借している土地について、原状回復義務に対応する資産除去債務の処理や注記が行われていないもの

現在、市において、会館が立地する中央運動公園及び中央体育館の再整備計画があり、会館の移転が必要となっています。市と財団との土地使用貸借契約では、原状回復義務が財団に課せられているため、近い将来、建物解体のための高額な費用負担が生じる可能性があり、中長期の経営計画に大きな影響を与えるものと思われます。現在、市と協議中とのことですが、協議内容に応じた資産除去債務の処理や注記を行い、現状を開示してください。

(講じた措置)

現在、市が計画している中央運動公園再整備計画で会館移転が必要になっており、原状復旧義務が発生することにより解体費用が発生することになります。併せて、中央運動公園から、スポーツセンターが撤退しなければならないことによる損失補償との関係を協議しています。解体費用もまだ業者決定されていない中で、財務関係書類に記載することは難しいため、今後、移転が具体化した段階で注記を行い、現状を開示するようにします。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-9

5 事務処理等の状況

30年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、管理施設使用状況等報告書類、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について8件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

③ 預り金について、過去の雇用保険の精算処理が適切に行われず、248万円が残ったままとなっているもの

これは、過去の会計処理が誤っていた（ただし雇用保険料の納付は正しく行われていた）ためであるとのことですが、速やかに精算処理を行ってください。

(講じた措置)

預り金については、令和元年度決算にて経常外収益として精算処理を行いました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-9

5 事務処理等の状況

30年度における事務処理について、総勘定元帳、収入・支出伝票、補助金関係書類、管理施設使用状況等報告書類、事業実施関係書類等を抽出調査し、また委託・修繕業務について8件の業務を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

④ 実務の実態に合った規程の整備が求められるもの

出先職場を多く抱えるなか、物品の検収、委託業務の完了確認、現金の取扱いなど、実務と規程に齟齬が見られるものがあります。安全性と合理性の観点から事務を見直すとともに、それに応じた規程の整備に努めてください。

(講じた措置)

規程の整備については、令和元年12月1日付けで「物品取扱要綱」及び「契約方法等の運用基準」を改正しました。現場による物品の検収及び業務の完了確認についても、現場職員による確認書の作成を必須として、正しい契約と遂行及び支払が行われるように改善しました。また、出先職場の現金取扱いについては、月締め精算時の現金確認を徹底し現金取扱いの安全性を強化しました。

6 む す び

財団は、今津・鳴尾・甲武の3体育館が30年度から令和4年度までの指定管理受託施設から外れたことによる指定管理料収入の減少や、30年度から駐車場事業収入が市の収入となったことによる使用料収入の減少により、運営状況が厳しくなり、30年10月に中期経営計画を策定し経営改善に取り組んでいるところです。

今後とも、中期経営計画を着実に実行するとともに市と適宜協議することにより、財団の主目的である良質なスポーツサービスの安定的かつ継続的提供による市民のスポーツ振興が図れるよう、経営基盤の確立に努めてください。

(講じた措置)

中期計画で目指すべき目標を指標として定め、その中心となる各種教室（障がい者スポーツも含む）、イベント、市内外へのスポーツ事業への派遣を通じて、市民が、幼児期から高齢期まで手軽に運動・スポーツに親しむことができるよう、生涯にわたり継続できるよう各世代に応じた一貫性のあるプログラムを作成し、事業数、参加人数が増加傾向にあります。また、市内の大学、スポーツクラブ21、西宮市体育協会、アスレチック・リエゾン・西宮等と連携事業を積極的に進め生涯スポーツの振興を図っております。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツのできる機会が限られている中、WEBオンライン教室を新たに開催するなど、スポーツセンターの事業に参加して頂けるような取り組みをしております。

このような中期経営計画を着実に実行するとともに市と適宜協議することにより、財団の主目的である良質なスポーツサービスの安定的かつ継続的提供による市民のスポーツ振興が図れるよう、経営基盤の確立に努めます。